

子ども及びその保護者への啓発事業について
(令和4年度の実施報告及び計画 (案))

令和5年2月 薬務課監視係

1. 令和4年度の啓発資材送付について
2. 福岡ソフトバンクホークスとの
ジェネリック希望シールデザインに
おけるコラボレーションについて(報告)
3. 次年度の当事業について

子ども及びその保護者への啓発事業について

- 子どもの世代で普及率が低いことが指摘されていることから、普及率の底上げを行うべく、令和2年度より、ジェネリック医薬品への切り替えにより100円以上の医療費減額が見込める15歳未満患者を対象として、資材送付による啓発を実施している。
- 令和2年度は福岡市及び北九州市にて、令和3年度より県全域に対象を広げて実施している。

【啓発の概要】

GE使用を促進する啓発用パンフレット及び保険証や「子ども医療証」※に貼付可能なGE希望シールを作成し、以下の対象に配布。

※ 子ども医療費支給制度を利用する際に医療機関等で提示するもの。

○対象

下記のいずれにも当てはまる者のいる国民健康保険の被保険者世帯

- ・ 県内の15歳未満
- ・ GE使用による差額が100円以上

(ただし、昨年送付した対象者に対しては送付しない。)

※ 対象者の抽出においては、福岡県国民健康保険団体連合会に御協力いただいている。



対象者について

○各市町村へ、データ提供の承諾依頼 → 51市町村より承諾取得

※9市町村においては、個人情報提供に係る委員会への諮問の時期が合わない、市町村独自の事業を実施しているため不要等の理由により、承諾を得られなかった。

○福岡県国民健康保険団体連合会及び各市町村の協力の下、
前述のとおり、下記条件にて抽出を行った。

○対象

下記のいずれにも当てはまる者のいる国民健康保険の被保険者

- ・ 県内の15歳未満
- ・ GE使用による差額が100円以上（令和3年8月から令和4年7月調剤分）
（昨年送付した対象者については、当課にて除外。）

○上記条件により、啓発資材送付対象者として、
2,580人が抽出された。

※ 抽出条件が前年8月～本年7月であり、昨年度啓発資材送付が3月末であったため、
昨年度も抽出された者が多数おり、これを除外したため、昨年度より送付対象者が減少した。

(参考) 啓発資材

○送付の啓発資材は、以下の5つ。

啓発用パンフレット

GEの安全性に関することや、GE選択が社会に貢献できることが記載されたA4サイズ三つ折りのもの

<表面>



<裏面>



GE希望シール (4種)

名刺サイズの台紙に保険証や「子ども医療証」に貼付可能な大きさのシール <4種類のデザインを送付>



1. 令和4年度の啓発資材送付について
2. 福岡ソフトバンクホークスとの
ジェネリック希望シールデザインに
おけるコラボレーションについて(報告)
3. 次年度の当事業について

福岡ソフトバンクホークスとのジェネリック希望シールデザイン におけるコラボレーションについて（報告）

- 令和3年度より、子どもの世代をターゲットとして、ジェネリック医薬品希望シールに、福岡県内のスポーツチームのロゴやマスコットを使用することにより、ジェネリック医薬品への関心を高め、使用促進につなげることを目的とし、事業を実施しているところ。
- 希望シールの制作は、全国健康保険協会福岡支部と福岡県で共に実施。
- 今般、福岡ソフトバンクホークス株式会社と協議し、当該事業におけるキャラクター等の使用許諾を得た。
（プロ野球チームとのコラボレーションは全国初）
- 現在シールのデザインを制作中。令和5年度より、配布事業を開始する。

福岡ソフトバンクホークスのマスコットキャラクター・ロゴデザイン



©Fukuoka Softbank HAWKS Corp.

1. 令和4年度の啓発資材送付について
2. 福岡ソフトバンクホークスとの
ジェネリック希望シールデザインに
おけるコラボレーションについて(報告)
3. **次年度の当事業について**

次年度の子ども及びその保護者への啓発事業について

- 前回協議会において、当該事業の効果が一定程度あることが確認でき、福岡ソフトバンクホークスとのコラボレーションによるシール制作も進行していることから、次年度も本事業を継続することとしたい。
- 啓発対象者を拡大する観点から、次年度以降の啓発事業については、配布対象者の抽出方法又は配布方法を変更してはどうか。

(参考) これまでの配布対象者数

年度	抽出人数
令和2年度	1,108人 (※北九州市、福岡市のみ実施)
令和3年度	6,907人
令和4年度	2,580人

(配布対象拡大の考え方の例)

- ・ 現行の差額に係る条件を100円から引き下げる。
- ・ 前年度に送付した対象者に対しても送付する。
- ・ 国民健康保険の保険証交付時等、幅広く配布できる機会を用いて配布する。